



# 除雪作業にご協力を

## ● 道路に雪を捨てないでください。

除雪車でよせた雪を道路に戻したり、各家庭の雪を道路に押し出したりしないでください。



## ● 深夜作業にご理解を。

除雪及び排雪作業は交通渋滞をひきおこさないために、交通量の少なくなった、夜間・早朝に行われます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。



## ● 路上駐車はやめましょう。

路上の駐停車は除雪の妨げになります。決められた場所以外での駐停車はやめましょう。また、故障などでやむをえず路上におくときは、目印に赤旗を立ててください。



## ● 作業中の除雪車には30m以内に近寄らないでください。

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となります。また、雪の中に混じっている砕石、ガラス等が飛び散る場合もありますので30m以内には近寄らないようお願いいたします。



## <12月1日～7日は雪崩防災週間です>

国土交通省と青森県では、毎年12月1日から7日までを『雪崩防災週間』と位置づけ、本格的な降雪期を前に、雪崩被害の防止に向けて様々な防災・広報活動を実施しています。

青森県は県土全体が豪雪地帯であり、さらに15地域（旧市町村単位）が特別豪雪地帯として指定されています。また、県内では、死者2名を出した平成19年2月の八甲田山における雪崩をはじめとして、多くの雪崩災害が発生しています。家の裏、生活道路や通学路、スキー場などのレジャー区域等、危険は様々な形で身近な場所に潜んでいます。積雪時は斜面を注意深く観察し、兆候を発見したら早めの避難・連絡を心がけてください。

1人1人が『心の防災スイッチ』をONにして、雪崩災害による被害ゼロを目指しましょう。

<問い合わせ先>

東通村まちづくり整備課 ☎0175-27-2111  
青森県県土整備部 河川砂防課 砂防グループ ☎017-734-9670  
ホームページ：<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/H23nadarebousai.html>

## ちょっと気にしてください

### なだれ雪崩の危険信号です。



## 子ども手当申請は早めにしましょう！

※ 法改正により平成23年10月から子ども手当を受給できる方は、新たに申請しなければなりません。既に役場から送付してあります「子ども手当認定請求書」に押印し、保険証の写しを添えて提出して下さい。

なお、平成24年2月期の支払に間に合うためには、平成24年1月13日までに必ず提出して下さい。

<提出・お問い合わせ先> いきいき健康推進課 ☎28-5800